

上越市サテライトオフィス等家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるサテライトオフィス等の進出促進を図るため、賃貸オフィスの賃借料の支払について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 市内に事業所を有していない市外の事業者が情報通信技術の活用により本拠の事務所から離れた場所として、新たに市内で開設する事業所をいう。
- (2) サテライトオフィス等 サテライトオフィス及び次に掲げる場合に開設する事業所をいう。

ア 市外に本拠の事業所を有する事業者のうち、市内に事業所を有していないものが、市内に本拠の事業所を移転する場合

イ 市外に住所を有する人が、市内で新たに事業を起業し、又は創業する場合

ウ 市内に事業所を有する事業者（創業5年未満の事業者に限る。）が、事業を拡大するため、新たに従業員を雇用し、市内に事業所を増設等する場合

エ 市内に事業所を有する事業者（創業5年を超える事業者に限る。）が、事業を拡大するため、新たに従業員を雇用し、市内に事務所を増設等（第4号アに該当する場合を除く。）をする場合

- (3) 従業員 常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の事業者を除く。）をいう。）として事業者には雇用されている人をいう。
- (4) 増設等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内の既存の事業所を市内の別の場所に移転すること。

イ 市内の既存の事業所に加えて新たに市内で事業所を開設すること。

ウ 市内の既存の事業所を増床すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 開設するサテライトオフィス等で行う事業が、次に掲げる日本標準産業分類のいずれ

かに該当する事業又は市長が特に必要と認める事業であること。

ア 通信業

イ 情報サービス業

ウ インターネット付随サービス業

エ 映像情報制作・配給業

オ デザイン業

カ 広告業（インターネット広告業に限る。）

キ 通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る。）

ク コールセンター業

(2) 前条第1号並びに同条第2号ア及びイに該当する場合にあっては開設するサテライトオフィス等内に常時勤務者（代表者、役員又は従業員をいう。ただし、本市に住所を有する人に限る。）が1人以上、同号ウ及びエに該当する場合にあっては増設等を行うサテライトオフィス等内に新規雇用者（本市に住所を有する人に限る。）が1人以上いること。

(3) 前条第2号イの規定に該当する場合にあっては、サテライトオフィス等を開設する人が次のいずれかに該当すること。

ア サテライトオフィス等を開設する際に市内へ転入すること。

イ 第7条の規定による補助金の認定申請を行う日時点において、市内へ転入した日から起算して1年以内であること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 次に掲げる事業を行わないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が開設したサテライトオフィス等の賃貸借に要する経費（敷金、権利金その他これらに類する経費及び消費税（地方消費税を含む。）を除く。）とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1月当たり10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、新潟県が実施する地域ICT立地強化雇用創造事業を活用し、サテライトオフィス等の賃貸借に要する経費に対し支援を受けている場合の補助金の額は、前条の補助対象経費のうち補助対象者が実際に負担する額とし、1月当たり10万円を限度とする。

(補助対象期間等)

第6条 補助対象期間は、サテライトオフィス等を開設した日から起算して3年以内とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、1回に限るものとする。

(補助対象者の認定申請)

第7条 補助対象者の認定を受けようとする事業者は、サテライトオフィス等を開設した日から2か月以内に、次に掲げる書類を添えて上越市サテライトオフィス等家賃補助金補助対象者認定申請書(第1号様式)により申請を行わなければならない。

- (1) サテライトオフィス等の賃貸借契約書の写し
- (2) サテライトオフィス等の施設の配置図及び平面図
- (3) 第3条第2号に規定する常時勤務者又は新規雇用者に係る住民票の写し
- (4) 第3条第3号の規定に該当する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類
 - ア 第3条第3号アの規定に該当する場合 誓約書(第2号様式)
 - イ 第3条第3号イの規定に該当する場合 住民票の写し
- (5) 法人にあつては登記事項証明書
- (6) 定款又は規約
- (7) 納税状況調査承諾書(第3号様式)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、認定の可否を決定したときは、上越市サテライトオフィス等家賃補助金補助対象者^{認定}通知書(第4号様式)により_{却下}通知するものとする。

(交付申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助対象者の認定を受けた事業者が補助金の交付を受けようとするときは、毎年度、上越市サテライトオフィス等家賃補助金交付申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) サテライトオフィス等の賃貸借契約書の写し
- (2) 納税状況調査承諾書(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市サテライトオフィス等家賃補助金交付^{決定}通知書（第6号様式）に^{却下}より通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第9条 規則第4条の規定による付する補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた日から起算して3年を経過する日までの間、サテライトオフィス等を閉鎖し、又はサテライトオフィス等において実施する事業を著しく縮小し、休止し若しくは廃止しないこと。
- (2) 第2条第4号イ又はウに該当するものとして補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を受けた日から起算して3年を経過する日までの間、市内の既存の事務所を閉鎖し、又は当該事務所において実施する事業を著しく縮小し、休止し、若しくは廃止しないこと。

（申請の取下げ）

第10条 事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、上越市サテライトオフィス等家賃補助金交付申請取下書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払い等）

第11条 第8条第2項の規定により交付決定を受けた事業者のうち、補助金の概算払いを受けようとする事業者は、賃借料の支払を証する書類の写しを添えて上越市サテライトオフィス等家賃補助金事業報告書兼請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、次の各号に掲げる賃借料の区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、別に提出期限を定めるものとする。

- (1) 4月から7月までの間の賃借料 7月末日
- (2) 8月から11月までの間の賃借料 11月末日
- (3) 12月から翌年3月までの間の賃借料 3月末日

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第9条の規定により付する条件に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが著しく不適當であると市長が認めるとき。

(実績報告書の特例)

第13条 規則第8条の規定による実績報告は、第11条第1項の事業報告書の提出があったときは、補助対象期間におけるすべての事業報告書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施し、第7条の規定は、同日以後に開設するサテライトオフィス等から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市サテライトオフィス等家賃補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に認定申請のある補助金の交付について適用し、同日前に認定申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市サテライトオフィス等家賃補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市サテライトオフィス等家賃補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。